

「下請中小企業取引機会創出事業を行う者の認定等に関する省令案（新設）及び  
下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準改正案」  
に関する意見募集の結果について

令和3年7月  
中小企業庁取引課

令和3年6月9日（水）～令和3年7月8日（木）にかけて、「下請中小企業取引機会創出事業を行う者の認定等に関する省令案（新設）及び下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準改正案」に関する意見募集を行った結果、21件（4者）の御意見をいただきました。

本件に関していただいた御意見に対する考え方を別紙のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

今回、御意見をいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

記

1. 意見公募の実施方法

(1) 意見公募期間

令和3年6月9日（水）～令和3年7月8日（木）

(2) 資料入手方法

- ・電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載
- ・窓口での配布（経済産業省中小企業庁事業環境部取引課）

(3) 意見提出方法

電子政府の総合窓口「e-Gov」の意見提出フォーム、郵送、FAX、電子メール

2. 意見公募の結果

意見提出数21件（4者）

3. お寄せいただいた御意見及び御意見に対する考え方

別紙のとおり

下請中小企業取引機会創出事業を行う者の認定等に関する省令及び下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準改正案に対する意見公募 結果概要

No.	該当箇所	お寄せいただいた御意見の概要	御意見に対する考え方
1	振興基準	下請中小企業取引機会創出事業の趣旨を鑑みて、過去に下請代金支払遅延等防止法や独占禁止法などの競争法違反を行った事業者が認定されないようにすべきと考えるが、下請中小企業取引機会創出事業を行う者の認定基準として、欠格要件や不適格要件といわれるものを設けないのはなぜか。	本意見公募の案にあるとおり、振興基準第8 1) (6)において、認定事業者は振興基準で示す内容のうち、親事業者のよるべき事項を踏まえて取引を行う旨の規定があります。本事項は、本認定制度の認定基準となるものであるところ、振興基準に反する取引を行う事業者は認定を受けることができません。 この振興基準は、下請振興法第3条に基づき、親事業者と下請事業者のよるべき一般的な基準であり、その範囲は下請代金法や独禁法よりも広範に定められております。したがって、下請代金法や独禁法等に抵触する取引を行っている場合には、当然に振興基準に反することとなり、認定を受けることはできず、また既に認定を受けている事業者においては認定の取消事由となるため、別段の欠格要件等を定めることはしていません。
2	振興基準	経済産業大臣による定期的な報告は求めないのか。定期報告を求めないのであれば、金融機関や信用保証協会向けの監督指針のように、どのような場合に報告徴収権を行使するのかを振興基準に記載すべきではないか。	改正後の下請中小企業振興法第17条において、経済産業大臣から認定事業者に対する報告徴収を行うことのできる規定があり、本規定に基づき適切に経済産業大臣による報告徴収を運用していきたいと考えております。 なお、振興基準は親事業者と下請事業者のよるべき一般的な基準であるところ、経済産業大臣が認定事業者に対して報告徴収を行う基準を記載することは適当ではないと考えます。
3	省令様式	様式において法人番号の記載欄を追加すべきであるとする。	各様式においては、事業者の名称及び所在地を記載することとしているため、事業者の一意な特定が確実にできること、また、記載事項を必要最小限とし、申請及び審査を効率化すべきことから、法人番号その他の識別のための番号の記載を追加で求めることは不要と考えています。
4	-	本改正案に規定される認定事業者は、下請取引において、発注元(内容)と下請企業のマッチング機能や、取引仲介・受発注機能の事務手続(AI/IoT化含む)など、ある種の円滑化機能を担うことにより、下請事業者の事業創出機会の拡大を担うもののように感じられます。B to B取引において、このような事業者の存在がマッチするビジネス、業種、取引形態、機能などについて、政府が想定している例などがありましたら、ご教示ください。	発注者から委託された取引を適切な下請中小企業に再委託するとともに、当該委託及び再委託の工程を管理すること等により下請中小企業の取引機会を創出する事業を行う事業者を認定する制度ですので、そのような事業(ビジネス)を行う事業者を想定しており、特段業種等を限定するものではありません。(単なる仲介やマッチングのみを行う場合は本認定制度の対象とはなりません)
5	-	認定事業者が有効に機能するとされる取引においては、認定事業者が介在することはマストになるのでしょうか(一種の法的拘束力があるのか)。	
6	-	正当な理由がある場合、発注者或いは下請事業者の少なくとも片方の申し出等があれば、認定事業者の介在は排除できるのでしょうか。	認定事業者と取引をするかどうかは当事者間の自由意思によるもので、なんら認定事業者との取引を強制されるものではありません。

No.	該当箇所	お寄せいただいた御意見の概要	御意見に対する考え方
7	-	認定事業者が介在する場合において、取引当事者間で異議・紛争が発生した場合、それを速やかに調停する機能等の設置予定はありますか。	本認定制度において特段措置する予定はありません。一般の紛争解決手段で解決いただくこととなります。
8	-	本認定制度の認定対象となる事業者は、設計や加工コスト削減、品質保証等、自社の当該機能をサプライチェーンのバリューアップに投じることで利益を得ているように思われますが、認定事業者が行う事業については、独自の付加価値等がきちんと証明できることが必要になるのでしょうか。	認定基準は本意見公募で示した案のとおりとなりますが、少なくとも認定事業者が行う事業は下請中小企業の振興に資するものでなければなりません。本認定制度に申請する事業者は、その申請の際に、下請中小企業の取引機会を創出する事業の内容や、振興基準に定める事項に適合することを示す具体的な取組等について記載する事が必要となっており、自らの事業における付加価値等を証明することが求められています。
9	-	認定事業者の企業概要や経営者プロフィールおよび事業内容、所有資格、財務内容などの開示(ルール含む)はどのようなものになりますか。	本制度において特段の定めはありません。
10	-	認定事業者の認定要件はどのようなものですか。業種・事業内容など、何らかの想定はされておられますか？逆に、ネガティブスクリーニングとして、ファクタリング機能に特化したような、中抜きになるリスクをマイナスに評価するスキームは想定されておられますか。	認定要件等は本意見公募で示した案のとおりです。
11	-	振興基準改正案第8-1)-(1)では、認定事業者に対する発注者の干渉忌避規定が設けられています。発注側からみて正当な理由があり、認定事業者の行う事業が当該取引の妨げになっていることが認められた場合、或いは取引上または能力や機能面で、認定事業者として欠格であることが認められる場合などにおいて、認定事業者を排除することは、例えば独禁法上またはそれら関係法令上、どのような取り扱いになるのでしょうか(優先的地位の濫用の適用との関連はいかがでしょうか)。	認定事業者と取引をするかどうかは当事者間の自由意思によるものであり、その取引に対する各種法令の適用は通常の取引と変わりません。
12	-	実際の業務発注後等に、当該下請先(再委託先)が不適当だったと判明した場合、発注側としては、認定事業者の意向等に関わらず(実際には相談はするのですが、合意には至らないケースなど)、当該取引を正当に中断することが、本改正に照らして問題なくできるのか。	
13	-	認定事業者が活躍するケースとして想定しているのは、例えば発注側が適切な加工下請先等を見つけられない場合などにおいて、下請企業(再委託先=孫請け)の技術内容などを広く(カタログ的に)把握している認定事業者(元請)に依頼等して、それを探すといったことなどでしょうか。そのような場合であれば、一般的に、発注側および再委託先の双方に認定事業者(元請け)を介在させるメリットがあるというのが基本的なコンセプトですか？	発注者が認定事業者を経由して再委託先を探すのではなく、認定事業者と受発注契約を結び、当該認定事業者が技術力や得意分野を見極め、合理的な理由を以て再委託先を選定し自ら契約主体となり再委託を行います。再委託先の情報を発注者に対して開示しているかどうかは本認定制度とは関係がなく、事業者のビジネスモデルによります。また、本認定制度は、発注者から委託された取引を適切な下請中小企業に再委託するとともに、当該委託及び再委託の工程を管理すること等により下請中小企業の取引機会を創出する事業を行う事業者を認定するものであり、本法律の目的である下請中小企業の振興を目的としています。
14	-	中企庁が主に想定しているのは、発注側が認定事業者を利用し再委託先を探すことで、ニーズマッチングの機会が拡大し、下請(再委託先)企業の受注機会が拡大する、といったことですか？	

No.	該当箇所	お寄せいただいた御意見の概要	御意見に対する考え方
15	-	技術面などから変更することが不可能な下請先から、何らかの理由で認定事業者の介入を要望された場合、それについて受入れるしかないのか(或いは困難ながら他の下請先を探すしかないのか)。認定事業者の利用をしないということについて下請先と交渉することは是認されるのか。	認定事業者と取引をするかどうかは当事者間の自由意思によるもので、本認定制度においてなんら取引を強制されるものではありません。
16	-	認定事業者が担う機能についてご説明頂くと共に、取扱う事業等・業務範囲等があればご教示ください。	本認定制度は、発注者から委託された取引を適切な下請中小企業に再委託するとともに、当該委託及び再委託の工程を管理すること等により下請中小企業の取引機会を創出する事業を行う事業者を認定するものであり、本法律の目的である下請中小企業の振興を目的としています。 第33回 中小企業政策審議会資料 事務局説明資料23-25ページに詳細な説明が載っていますので、そちらをご覧ください。 <a href="https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/shingikai/soukai/2021/download/210611HS02.pdf">https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/shingikai/soukai/2021/download/210611HS02.pdf</a>
17	-	親事業者が行う認定事業者への委託行為は再委託先への再委託を前提としているものと考えられるが、当該委託行為は、自己が業として行う業務を、それを行う下請先に委託(再委託含む)することを規定した下請振興法第2条2項1～5に示された委託行為と同様に位置付けられるものと理解すればよいでしょうか。	法第15条第1項1号のとおり、法第2条第2項各号に掲げる行為の委託を受け、かつ当該行為の全部又は一部をあらかじめ定めた方法により決定した中小企業者に再委託をする者が、認定を受けることができる者となります。
18	-	本改正が規定する認定事業者が介入する下請取引において、そもそもの親事業者が認定事業者に対して行う委託行為は下請中小企業振興法等における親事業者による委託であり、並びに、再委託先に対しては、(資本金要件などを満たす場合に)認定事業者と並んで親事業者と位置付けられるのか、明確化頂きたい。	当該者が認定事業者であるか否かは本法の対象になるか否かと関係がありません。発注者と受注者との取引関係が下請振興法の要件に該当するものであれば、当然に本法の対象となり、本法に規定する親事業者と下請事業者に該当することになります。
19	-	改正振興基準案の第8-1)-(2)等を見ると、認定事業者は取引価格の決定等に関与する規定となっていることから、認定事業者は、再委託先に対する親事業者と理解してよいですか。	
20	-	改正振興基準第8-1)-(1)等を見ると、認定事業者業務への妨害忌避規定がありますが、取引先変更など、認定事業者が行う再委託行為に関し、発注者と利害相反が発生した場合等において、妨害行為に該当しない、即ち、正当な権利行使と認められる範囲はどのようなものですか。	個別の事案によります。
21	-	改正振興基準第8-1)-(5)及び(6)を見ると、認定事業者は中小企業事業者に対して、下請法や振興基準等の遵守が求められますが、親事業者と認定事業者との関係において下請法の資本金区分を満たす場合(つまり認定事業者が中小企業の場合)、認定事業者は下請事業者に該当し、親事業者は認定事業者に対して下請法や振興基準等の遵守が求められるのでしょうか。	親事業者と認定事業者との取引関係において、下請代金法及び下請振興法の資本金や取引類型の要件に当てはまる場合には、当然にそれら法令や振興基準の遵守が求められます。